

包括利益の表示に関する会計基準（案）に対するコメント

貴委員会の企業会計基準公開草案第 35 号「包括利益の表示に関する会計基準(案)」の意見募集に応じ、以下、コメント致します。

●包括利益の表示の個別財務諸表への適用について

【意見】

包括利益の表示の個別財務諸表への適用については、関係者との議論を十分踏まえた上で、決定した方が良いと考える。

【理由】

- ・ 国際会計基準に関連し、ロンドン、ニューヨーク、ボストン、東京の日本株に投資する投資家 20～30 機関との対話の機会があったが、投資家は概して個別財務諸表を参考程度にしか見ていないと認識する。国際会計基準のアダプション/コンバージェンスにおける大義名分は、「投資家の利便性を高めることにある」という認識だが、投資家のニーズに照らすと個別財務諸表への適用は喫緊の課題ではないと考えること。
- ・ 貴委員会の「非上場会社の会計基準に関する懇談会(仮称)の設置に向けて」(H22.1.22)の趣意のなかにもあるとおり、「会計基準は、会社法における分配可能額の計算や法人税法上の課税所得の計算の基礎にも用いられていることから、これらの点にも配慮した対応が必要」と考え、この観点は上場企業についても無視できない可能性があること。
- ・ 本協議会内には、個人的な意見も含め、様々な意見が寄せられたが、本会計基準の企業側の実務に対する影響の程度（表示上の問題か、会計処理・税務にまで大きな影響が及ぶのかなど）、会計基準の適用対象会社の範囲、個別財務諸表そのものの開示の必要性、包括利益をP/L上表示する必要性などについて、議論を深める必要があると判断すること。

以上